

岐阜県公報

第 七 十 五 号
令和二年一月二十八日
(火曜日)

目 次

人事委員会規則

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 四三^{ページ}

告 示

○道路の区域変更

(道路維持課) 四三

○急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(砂防課) 四四

○岐阜県指定金融機関等の指定

(出納管理課) 四四

公 示

○公共測量の実施

(用地課) 四五

○土地改良区役員の退任

(西濃農林事務所) 四六

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中ワをカとし、ヨの次に次のように加える。

ワ 市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道			類の道 種路
中有 坪穂 線			路 線 名
			区 間
郡上市八幡町旭字寺畑一 〇四〇番一 地先から	同 市 同 町 同 字 同 一 〇四二番六 地先まで	郡上市八幡町旭字寺畑一 〇四〇番一 地先から	同 市 同 町 同 字 同 一 〇四二番六 地先まで
後 B	前 B A		別前後変区域 敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) 備考
10.7 10.6	10.7 10.6	5.4 3.1	
26.0	26.0	26.5 5	
う。分地すに係B A をのる表図は及 い区敷示面関ひ			備考

岐阜県告示第二十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十五年岐阜県告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

六を次のように改める。

六 急傾斜地崩壊危険区域の名称 無数河(1)

急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

高山市久々野町久々野字峠	一七八一番六	一号
字棚山	一七九七番二	二号
	一七九七番一	三号
高山市久々野町無数河字坂之下	六〇七番四	四号
	六〇七番一〇	五号
	六〇一番一	六号
	五九七番一	七号
	五八六番三	八号
	六一五番二	九号
	六二一番四	十号
	六二一番三	十一号
	六〇九番一三	十二号

岐阜県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定により、県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十八条第八項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

令第百六十八条第一項に規定する指定金融機関は株式会社大垣共立銀行とし、同条第三項に規定する指定代理金融機関は株式会社十六銀行とし、同条第四項に規定する収納代理金融機関は別表に掲げる金融機関（令第百六十八条の三第一項に規定する納入に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものをいう。)に基づいて公金の収納をする場合にあっては、別表名称の欄に掲げる金融機関並びに株式会社ジャパンネット銀行及び楽天銀行株式会社)とする。

この告示は、令和二年四月一日から適用し、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表

名 称	事 務 取 扱 店 舗
株式会社みずほ銀行	国内所在の店舗
株式会社三菱UFJ銀行	同
株式会社三井住友銀行	同
株式会社北陸銀行	岐阜県内所在の店舗及び中村支店
株式会社八十二銀行	岐阜県内所在の店舗
株式会社滋賀銀行	同
三井住友信託銀行株式会社	同
株式会社富山第一銀行	同
株式会社愛知銀行	同
株式会社名古屋銀行	同
株式会社第三銀行	同
岐阜信用金庫	同
大垣西濃信用金庫	同
高山信用金庫	同
東濃信用金庫	同
関信用金庫	同
八幡信用金庫	同
尾西信用金庫	同
桑名三重信用金庫	同
岐阜商工信用組合	同

イオ信用組合	同
飛驒信用組合	同
益田信用組合	同
近畿産業信用組合	同
東海労働金庫	同
岐阜県信用農業協同組合連合会	同
ぎふ農業協同組合	同
西美濃農業協同組合	同
いび川農業協同組合	同
めぐみの農業協同組合	同
陶都信用農業協同組合	同
東美濃農業協同組合	同
飛驒農業協同組合	同

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により農林水産省東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

農林水産省東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和二年一月六日から

令和二年三月十日まで

四 作業地域

中津川市

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和二年一月二十日から

令和二年三月三十一日まで

四 作業地域

瑞浪市及び恵那市

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により

公示する。

令和二年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏 名	住 所
--------	-------	----	-----	-----

養老町河北土地改良区	令和元・三・三	監事	早瀬俊博	養老郡養老町宇田 二七九番地一
------------	---------	----	------	-----------------

令和二年一月二十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社